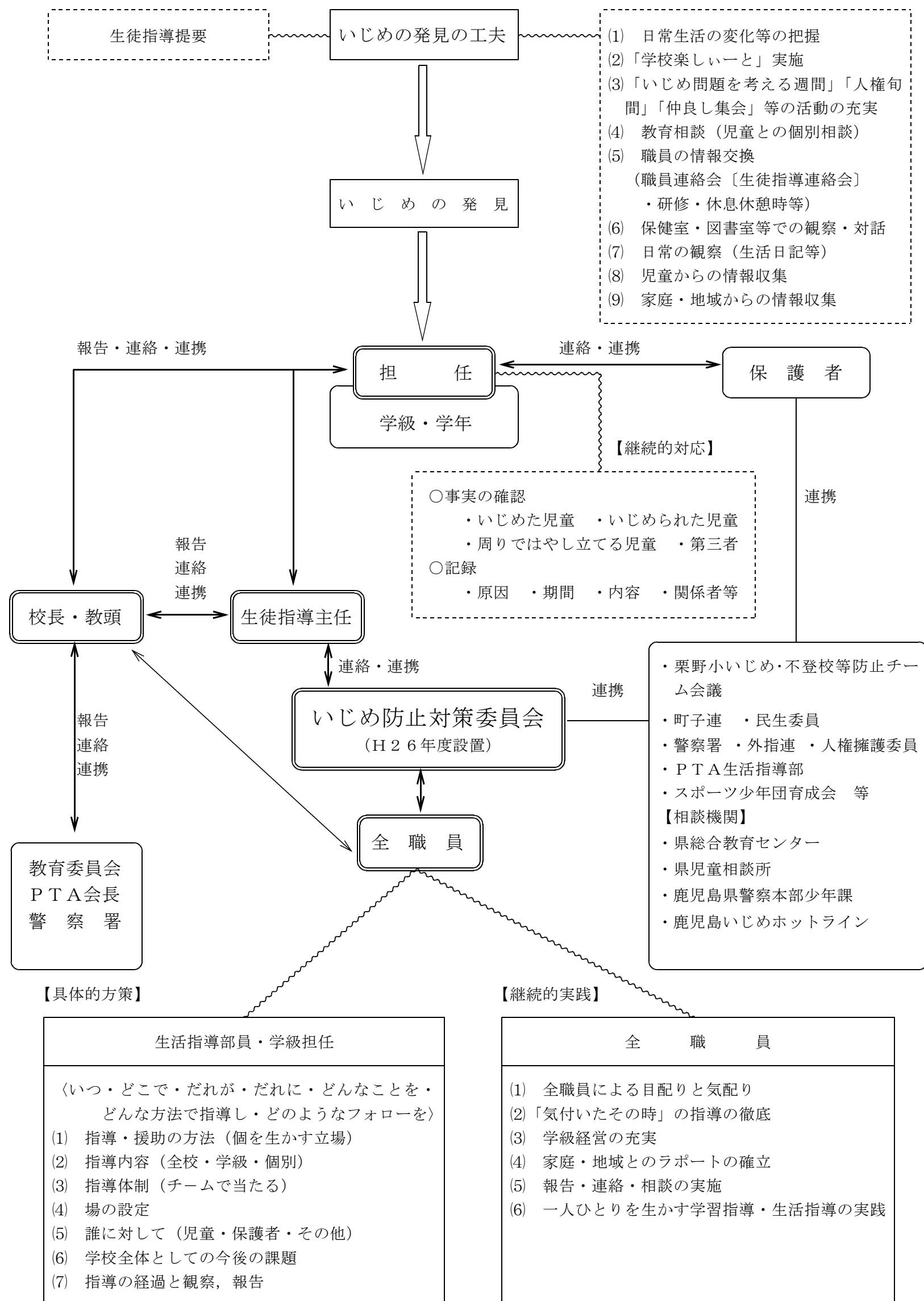


2 指導体制

いじめ防止及び対応の指導体制



3 重大事態への対処について

(1) 重大事態の定義

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- ①について
- ア「生命に重大な被害」とは、自殺を企図した場合。（未遂を含む）
- イ「心身に重大な被害」とは、
- （ア）精神性の疾患を発症した場合。（例：うつ病等の精神疾患）
- （イ）身体に重大な障害を負った場合。（例：骨折、打撲傷、内臓の損傷及び火傷など）
- 虐待が疑われる事例は即刻、関係機関に報告する。
- ウ「財産に重大な被害」とは、金品等に重大な被害を被った場合。
- （例：恐喝行為によって、児童等が固有の財産又は保護者の財産から金品を交付させられることなど。）
- ②について
- ア「相当の期間、学校を欠席する」とは、
- （ア）不登校の定義を踏まえ、年間30日が目安。
- ※ 30日に至らなくても、欠席が1週間続いたときは、きめ細やかに対応する。（電話・家庭訪問）
- （イ）保護者とも連絡が取れず一定期間、連続して欠席している場合も重大事態と認識する。

(2) 重大事態への対処

